

議案第 19 号

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の一部改正に伴い、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による住所地に関する特例の適用を受ける者が後期高齢者広域連合の被保険者となる際、当該特例の適用を受ける住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする措置を講ずるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に、「同じ)」を「同じ。)」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされていたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第2章 保険料 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>)に入院等(<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>)をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされていたもの</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第2章 保険料 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(<u>同項に規定する病院等をいう。以下同じ</u>)に入院等(<u>同項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>)をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>以下省略</p>